

武蔵野市 成年後見制度利用促進基本計画

令和2（2020）年度～令和5（2023）年度

中間のまとめ【概要版】

成年後見制度は、認知症や障害があることにより日常生活や財産の管理等に支障がある人を社会全体で支え合うための制度として平成12（2000）年から始まりました。

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28（2016）年5月に施行され、利用者がメリットを実感できる制度運用へ改善を進めるとともに、市町村は、地域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとなりました。

今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、親なき後の障害者等の増加が見込まれる中、成年後見制度の必要性はさらに高まっていくと考えられます。たとえ支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域の中で、その人の望むその人らしい生活を支えていくことができるよう、関連する施策を総合的・計画的に展開するため、「武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

区分	内容
設置区域	武蔵野市内
運営主体	市（地域支援課）+福祉公社（権利擁護センター）
役割	事務局機能：市（ネットワークのコーディネート、協議会開催） 専門的援助対応：福祉公社（相談・利用促進・後見人支援機能）
機能	地域の成年後見制度利用促進に関する全体調整、進捗管理 個別チームへの専門的支援： ①本人の権利を擁護するための支援方針についての検討、②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討、③モニタリング・バックアップの検討の3項目について、個別のチーム（本人や成年後見人等と、両者の活動等を身近で支援する関係者）に対し、専門職等が専門的視座からフォロー、バックアップ

計画の推進

【計画の周知】

成年後見制度がより身近に、より使いやすくなるためには、何よりも利用者やその家族、またそれらの人たちに接する機会が多い各相談支援機関の職員等に、制度が正しく理解されていることが大切です。本計画を多くの市民に知ってもらえるよう、地域連携ネットワーク等を活用して周知に努めます。

【国・家庭裁判所・都との連携】

成年後見制度に関わる施策は、国や都の制度に基づき運営されているものが少なくありません。国や都の新しい動向に注視しつつ、家庭裁判所とも密接な連携を図りながら施策の推進に努めるとともに、国や都に対し必要な要望を行っていきます。

制度運用の過程において、不正が疑われる事案が生じた場合には、家庭裁判所との連携により適切に対処してまいります。

点検と評価

計画策定後は、「武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会（仮称）」を通じて市域における進捗把握とともに点検を行い、「健康福祉総合計画・地域リハビリテーション推進会議」において評価等を行います。

この中間のまとめについて、皆様の意見をお寄せください。

提出方法：氏名・住所・電話番号を明記の上、郵送・ファクシミリ・電子メール又は直接持参にて、武蔵野市役所地域支援課へ提出。

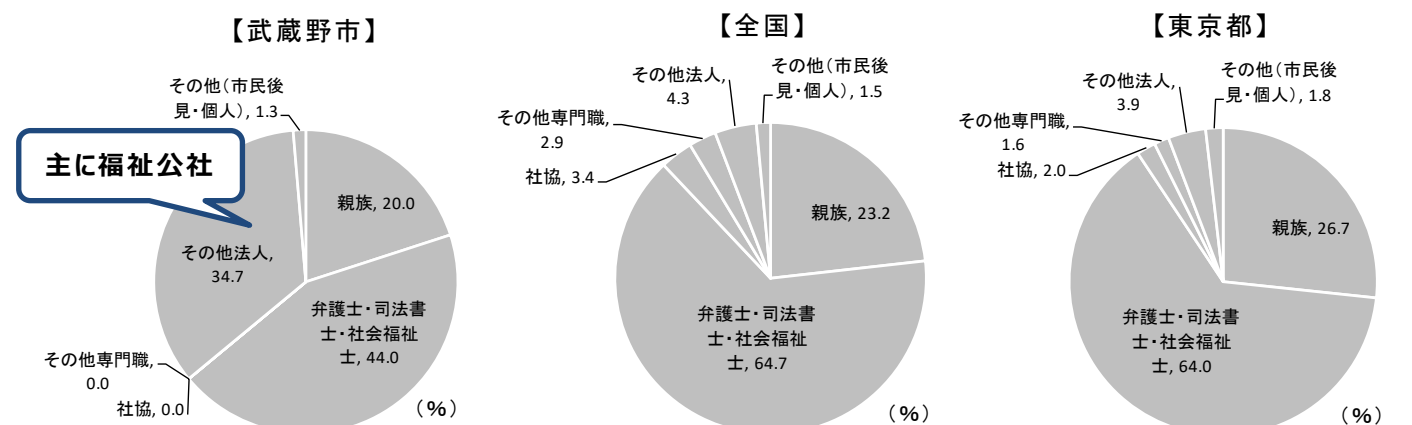
募集期間：12月2日（月曜日）から12月23日（月曜日）まで（必着）

- 郵送の場合：〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28 健康福祉部地域支援課宛
- ファクシミリの場合：0422-51-9218 健康福祉部地域支援課宛
- メールの場合：SEC-CHIIKI@city.musashino.lg.jp

市の状況と課題

- 本市においてはこれまで、公益財団法人武蔵野市福祉公社（以下「福祉公社」という。）が中心となり、専門職や関係者と協力しながら、市内の権利擁護事業、成年後見事業を推進してきました。
- 今後は福祉公社の取り組みをはじめ、各機関の取り組みを市全体の取り組みに広げていくことが必要です。

<成年後見人等と本人との関係（平成30年）>



生涯を通じて 本人意思が尊重され 安心して 自分らしく暮らせるまち

基本目標の達成に向け、以下の施策を推進します。

＜施策の体系＞

基本方針	施策	事業
1 利用者とその家族、誰もが安心して利用できる制度の運営と周知	1 地域連携ネットワークの構築と中核となる機関の整備・運営	(1) 既存の推進機関とネットワークを活用した地域連携の強化
		(2) 中核機関の整備・運営
2 その人が望むその人らしい生活を、継続的に支援する体制を整備	2 地域連携ネットワークを活用した利用支援体制の整備	(1) 支援が必要な人の早期発見と連携体制の整備
		(2) チーム体制による身上保護及び意思決定支援を重視した支援体制の整備
3 成年後見制度のネットワークを、市と福祉公社を中核機関に据え強化	3 制度利用を支える機能の充実	(1) 広報機能の充実（周知啓発と講座等の拡充）
		(2) 相談機能の充実
		(3) 受任者調整（マッチング）等の支援
		(4) 担い手の育成 ①市民後見人の育成 ②法人後見人の育成
4 成年後見制度の担い手への支援の充実		(5) 後見人支援機能 ①市民後見人への支援 ②親族後見人への支援 ③専門職後見人への支援
		(6) 市長申立・申立支援

- 「武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会(仮称)」を設置し、身上保護を重視した取り組みを市全体へと拡大していきます。
- 成年後見制度利用促進に係る中核機関を、市で設置し、市と福祉公社で運営します。

- 福祉公社の相談窓口を市民及び関係機関に周知します。
- 相談対応から支援への流れを明確にしていきます。
- 全ての事案でチーム対応できるよう地域連携ネットワークを活用した利用支援体制を整備していきます。

- 様々な機会を捉えて周知啓発に取り組みます。成年後見制度に関する講座を増やすとともに、関係機関や市の関連イベント等（ケアリンピック、認知症サポーター講座など）を活用し、成年後見制度の周知を図っていきます。

- 中核機関として、福祉公社の相談窓口を明確化し、市民及び関係機関への周知を推進します。
- 障害特性に応じた専門的な相談対応など、相談体制の充実について、地域連携ネットワークの中で検討していきます。

- 受任者調整（マッチング）等の機能については、利用者増加に伴う成年後見人選任の状況を見ながら、地域連携ネットワークの中で、必要な機関や調整方法などを検討していきます。

- 近隣市との協働による市民後見人の養成・育成を継続していきます。今後は、武蔵野市単独で実施することも検討していきます。
- 法人後見の意向がある法人に対しては、福祉公社において養成研修等の支援を行います。

- 市民後見人、親族後見人へのより充実した支援内容について、地域連携ネットワークの中で検討していきます。
- 親族が後見人に就任した場合、その後見事務を申立てから就任後の継続支援までを視野に入れた支援の仕組みを検討していきます。
- 専門職と関係機関の連携を推進し、専門職後見人の活動を支援します。

- 今後も、必要な方に対して継続して実施します。

- 現在の報酬助成額（月額上限）を実態に合ったものに改める必要があります。

＜主な事業内容＞

「武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会(仮称)」のイメージ

